

「スポーツクラブ21有岡」設立趣意書

生涯スポーツ時代を心豊かで、生きがいに満ちたものにするためには、心身の健康増進や、体力の向上維持に努めるとともに、気の合った仲間との交流を図ることが大切であります。

スポーツクラブ21有岡は、スポーツを愛好する同士が相集い、定期的にスポーツに親しむと共に、スポーツ活動を通して会員相互の親睦を図り、明るく豊かな生活を実現することを目的としたクラブであります。

地域スポーツクラブの利点は、生涯を通じて地域で充実したスポーツクラブライフを送ることができることです。優れた指導者のもとでいろいろなスポーツを楽しむことができるなんて、なんとも素晴らしいことではありませんか。

さあ皆さん、「スポーツクラブ21有岡」の趣旨にご賛同いただき、一緒にスポーツクラブライフを楽しみましょう。皆さんの入会をお待ちしております。

平成15年11月8日

「スポーツクラブ21有岡」設立準備委員会一同

「スポーツクラブ21有岡」規約

第1章 総則

(名称・所在地)

第1条 本クラブは、「スポーツクラブ21有岡」と称し、事務所を伊丹市立有岡小学校内に置く。

(目的)

第2条 本クラブは、会員が日常生活の中で自発的にスポーツを楽しみ、各自の健康・体力を保持増進するとともに、会員相互の親睦を図り、地域社会の連帯と明るく豊かな生活の実現を目的とする。また、クラブの全体活動を通じて、子どもたちに社会のルールやマナーを体得させることとする。

(事業)

第3条 本クラブは、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 伊丹市立有岡小学校を中心とした定期的なスポーツ活動の実施
- (2) 年間計画に基づくスポーツ行事の実施
- (3) 他の機関・団体などが開催する大会等への参加
- (4) 会員相互の親睦を図るための交流行事の開催
- (5) 会員の健康・体力の増進を目指す健康相談、体力テスト等の行事の開催
- (6) 地域住民のスポーツ活動や地域づくりに資するボランティア活動の実施
- (7) その他、本会の目的達成のために必要な事業の実施

第2章 会員

(会員の要件)

第4条 本クラブの会員の要件は、原則として、有岡小学校区に居住している者及び勤務している者で、所定の入会申込書に年会費を添えて提出した者とする。

2 本クラブの会員の資格は、他に譲渡できない。

(会員資格の喪失)

第5条 本クラブの会員の資格は、脱退、除名、死亡によって喪失する。

2 会員が本クラブを脱退する場合には、書面をもって届け出るものとする。

(休会)

第6条 本クラブの会員が、一時的にクラブの活動を停止する場合には、所定の用紙により休会届けを会長に提出しなければならない。休会の理由によっては、運営委員会の議決を経て会費の免除、又は、減額を認めることができる。

(会費の不返還)

第7条 一度納入した会費は、理由の如何を問わず返還しない。

第3章 役員

(役員)

第8条 本クラブに、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

2 役員任期は、2か年とする。但し、再任を妨げない。

3 役員任期が満了となっても、後任者が就任するまでの間その職務を行う。

4 役員は、原則として、無報酬とする。

5 本クラブに顧問を置くことができる。顧問は、会長が推挙し、総会において議決する。

(役員を選任)

第9条 本クラブの役員は、総会において会員の中から選任する。

(役員補欠)

第10条 本会の役員に欠員が生じた場合は、総会において選任する。

2 補欠により選任、又は、指名された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第11条 会長は本クラブを代表するとともに、総会及び運営委員会を召集し、その議長となるほか、本クラブの運営を総括する。

2 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故ある時はその職務を代行する。

3 理事は、本クラブの規約に定める事項並びに総会で議決した事項を執行するとともに、本クラブの一切の事務を管理する。

4 会計は、本クラブの出納業務を司るとともに、総会において予算決算報告をする。

5 監事は、本クラブの業務の執行状況及び財産の状況を監査する。

第4章 会議

(総会)

第12条 本クラブの総会は、会長が招集し、次の事項を議決、又は承認する。

- (1) 事業計画
- (2) 予算
- (3) 事業報告
- (4) 決算報告
- (5) 役員を選任
- (6) 規約、細則その他運営上必要な諸規則の制定・改廃
- (7) その他本クラブの重要事項

2 総会を招集するには、総会当日の2週間前までに表決権を行使できる会員（20歳以上とする。）に対し、総会の議題を記載した通知と出欠確認の用紙並びに委任状の用紙を発送しなければならない。

(臨時総会)

第13条 本クラブの臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は、表決権を行使できる会員の3分の1以上から会議の目的とする事項を示して招集の要求があったとき、会長はこれを招集する。

(総会の成立)

第14条 本クラブの総会及び臨時総会は、表決権を行使できる会員（委任状を含む。）の過半数の出席があれば開会できる。

(総会の議決)

第15条 本クラブの総会の議決は、表決権を行使できる会員（委任状を含む。）の過半数をもって行い、可否同数の場合は、議長の決するところとする。

(運営委員会)

第16条 本クラブの運営委員会は、会長が招集し、次の事項を執行、又は、議決する。

- (1) 次年度の事業計画案並びに予算案の作成
- (2) 前年度の事業報告書並びに決算報告書の作成
- (3) 当該年度の事業並びに予算の執行

2 運営委員会を招集するには、運営委員会当日の2週間前までに役員に対し、会議の議題を記載した通知と会議の出欠確認の用紙並びに委任状の用紙を発送しなければならない。

(運営委員会の成立)

第17条 本クラブの運営委員会は、役員の過半数の出席があれば開会できる。

(運営委員会の議決)

第18条 本クラブの運営委員会の議決は、出席役員の過半数をもって行い、可否同数の場合は、議長の決するところとする。

第5章 指導者

(指導者)

第19条 本クラブに指導者を置くことができる。指導者は、運営委員会の議決を経て会長が委嘱する。

2 指導者は、原則として非常勤とし、別に定める勤務条件に基づき会員の求めに応じてスポーツの実技指導にあたる。

3 指導者には、本クラブの予算の範囲内で謝金を支給することができる。

第6章 会計

(経費)

第20条 本クラブの経費及び臨時の費用は、会費、資産の果実、寄付金、その他取得財産をもって支弁する。

2 本クラブは、不動産、その他の金品などの寄付を受けることができる。

(予算及び決算)

第21条 クラブの収支予算については、総会の議決により定め、収支決算については、監事の監査を経て、総会の承認・議決を得なければならない。

(会計年度)

第22条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(重要書類の保管)

第23条 本クラブの財産目録、決算報告書その他会計に関する重要書類は、5年間保存する。

(情報公開)

第24条 本クラブは、会員が事業予算・決算書及び事業計画・報告書等の公開を求めた場合、必要な手続きを行った上で、開示するものとする。

第7章 補則

(事故の責任)

第25条 会員は、クラブの活動に際しては、本クラブの諸規定及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに違反して盗難、傷害等の事故が起こっても、本クラブ等に対し損害賠償を請求できない。

2 本クラブは、活動中の傷害については、加入する保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。

(細則)

第26条 本規約に定めのない事項、緊急を要する事項及び運営上必要な細則は、運営委員会の議決によって定め、総会に報告する。

(規約の変更)

第27条 本規約の変更は、総会において表決権を行使できる会員の3分の2以上の同意を必要とする。

付則

1 本規約は、平成15年11月8日から施行する。